

# 令和3年度ポストコロナ型事業創出支援補助金

## 【募集要項】

R3(2021).10.04更新  
余市町経済部商工観光課

### 1. 事業目的

観光振興計画では、本町観光の課題として、観光資源の掘り起こしと既存資源の活用、体験型観光メニューの開発、観光と食の連携などをあげ、中長期の取組みを行っています。一方で、新型コロナウイルス感染症拡大により、令和2年度の観光入込客数は、対前年度比66.0%減の38.6万人まで大きく落ち込んでおり、感染症の収束を見据え、観光入込をいかに回復するかが、喫緊の課題です。

このことから、観光事業者や観光事業者が主体となるグループが、コロナ後に向け取り組もうとする閑散期の集客に資する新たな取組みのうち、観光振興計画で課題としている既存資源の活用、食と観光の連携などに資する、今後、本町のモデルケースとなり得る取組みを重点的に支援し、ポストコロナに向けた事業活動の継続や事業収益確保に向けた事業者の経営体制強化を図り、町の新たな観光資源創出につなげることを目的としています。

### 2. 補助対象事業

「1.事業目的」に基づき行う事業のうち、遅くとも令和4年（2022年）2月28日（月）までに対象経費の支払いを完了し、令和4年3月17日（木）までに実績報告が完了できるものを対象とします。

### 3. 補助対象事業者

次の(1)または(2)の町内に本支店を有する中小企業者(中小企業信用保険法第2条第1項)、特定非営利活動法人または個人(事業者)

#### (1)観光事業者(単体)

観光事業者	主として、次の事業を行う者 旅行業(旅行代理店等)、宿泊業(観光・ホテル等)、飲食業、運輸業(航空、バス、タクシー等)、製造業(名産品・お土産製造事業)及びこれらに準じるもの
-------	--

#### (2)(1)の観光事業者を含む事業者から構成されるグループ

(任意団体、実行委員会、またはコンソーシアム(構成員間で取決めのあるもの)等を含む)

#### 【対象外となる場合】

- ① (1)又は(2)の事業者のうち、下記の内容に該当する事業者が1者でも含まれる場合は対象となりません。
  - ・町税の滞納がある場合(町により徴収の猶予が認められている場合は除く)
  - ・余市町暴力団排除条例に規定する暴力団関係者に該当する場合
- ② 単に共同購買を行うのみ等の新たな事業活動の創出につながらない連携、親事業者と下請事業者の取引関係、又は通常の商取引における売買や役務契約等の一時的な取引関係にある企業同士については、グループとはみなしません。

#### 4. 補助対象経費

次のとおり

区 分	内 容
原 材 料 費	新たなサービス提供のため直接使用する原材料及び副資材の購入に要する経費
消 耗 品 費	新たなサービス提供のため直接使用する消耗品の購入に要する経費
備 品 購 入 費	新たなサービス提供のため直接使用する備品の購入に要する経費
研 究 費	専門家による指導等に要する経費、資料購入費等
人 件 費	事業遂行に必要な業務・事務を補助するために補助事業期間中に臨時的に雇い入れたアルバイト代、派遣労働者の派遣料、交通費として支払われる経費（補助対象経費の2分の1以内） 【対象外】 ×通常業務に従事させるための雇い入れ ×実績報告の際に、作業日報や労働契約書等従事した内容、時間等が明らかでないもの
市 場 調 査 費	新たなサービスのために行う市場調査、マーケティング活動に要する経費
デ ザ イ ン 費	新たなサービスのデザインに係る経費
借 上 料	新たなサービスの開発・提供に必要な会場・設備等の借上に要する経費
外 注 委 託 費	新たなサービスの開発・提供に必要なプロセスのうち、自ら行うことが不可能または効率的でない作業に係る外注経費
広 告 宣 伝 費	チラシ・パンフレット等製作費、広告媒体活用費等
その他事務費	新たなサービスの開発、研究に直接関わるその他の経費のうち、町長が特に必要と認めるもの

<留意事項>

- ① 領収証（レシートも可）が必要となります。あて名（申請者と同じ）、金額、但し書き（具体的な品名）、日付及び発行者名があるもの。
- ② ①のあて名は申請者、構成事業者又は協力団体を明記してください。
- ③ 人件費の場合、活動の目的が明らかになるように、領収証等に作業日時、作業内容を明記してください。代表者に複数人分をまとめて渡す場合は作業人数を記載してください。補助対象とすることができるのは、2分の1以内とします。
- ④ 旅費の場合は経路、利用目的を別紙（様式任意）に記載してください。
- ⑤ 複数の経費区分にまたがる支払いをする場合（例：人件費と旅費、人件費と使用料等）、領収証は別葉にしてください。やむを得ない場合でも内訳は必ず記載し、経理を行ってください。
- ⑥ 領収証に不備がある場合や、領収証がない場合は補助対象外となりますのでご注意ください。
- ⑦ 消費税及び地方消費税は対象外
- ⑧ 本補助金申請書類作成に要する経費は対象外

#### 5. 補助率・補助上限

- ・補助率 10/10
- ・補助上限：①単体事業者：40万円（事業者）  
②事業者グループ：60万円（グループ）

※千円未満端数切捨て

## 6. 実施体制

- (1) 公募を行い、目的・内容が相応しいものを町により選定します。
- (2) 予算に達しない場合は、募集期間経過後も随時募集を行います。

## 7. 募集開始から補助金交付まで

### (1) 周知・募集

- ・令和3年10月4日（月）（予定）～令和3年10月29日（金）

### (2) 応募について

- ・応募期間：令和3年10月4日（月）～令和3年10月29日（金）
- ・応募者は応募書類を作成し、町へ提出してください。

#### 【応募書類】

- ・企画提案書

### (3) 申請について

- ・申請期間：令和3年10月4日（月）～令和3年10月29日（金）
- ・町の事業採択後、申請者は、申請書一式を作成し、町へ提出してください。

#### 【交付申請書類一式】

- ・補助金交付申請書
- ・事業計画書
- ・収支予算書
- ・観光事業者であることが分かる書類（グループの場合はいずれかの構成事業者の許認可等の写し）
- ・町税に滞納がない旨の申出書及び町税の調査閲覧同意書（グループの場合は構成事業者ごと）
- ・誓約書

#### 【提出先】

余市町経済部商工観光課経済対策グループ 電話 21-2125（直通）

### (4) 対象事業者決定

- ・町が申請内容について審査基準を基に、対象事業者を選定（6. 実施体制 参照）し、交付決定を通知します。

※下記の【審査について】を参考に申請書類の内容をご検討ください。

#### 【審査について】

基本的要件を全て満たすものであること。要件を満たさない場合は、その提案は失格とし、その後の審査は行いません。

#### ■基本的要件

- ①必要な書類が全て提出されていること。
- ②「2. 補助対象事業」、「3. 補助対象事業者」の要件に合致すること。
- ③補助対象事業を遂行するための能力を有していること。
- ④事業者グループ内の事業者が主体的に活動し、継続可能性のある事業であること。

#### ■審査のポイント

- ・本補助金の目的に合致しているか
- ・ターゲット・目的が明確であるか
- ・事業の内容、スケジュールは明確であるか
- ・町の観光振興に寄与、経済波及効果はあるか 等

#### <審査にあたっての考え方>

- ・「新しい生活様式に対応した、とりわけ、冬季間に再来町したいと思ってもらえる、余市ならではの新しい魅力ある観光コンテンツ」の開発にチャンレンジしたいという意欲的な事

業者（グループ）を応援

- ・観光客志向で、質の高い観光コンテンツの開発のため、事業者間のネットワークを形成しようとするグループを応援

#### (5) 事業実施

- ・交付決定～令和4年2月28日（月）  
（原則として、指令前着手は認めません）
- ・事業の中止、変更等が生じる場合は速やかに余市町へ連絡すること。
- ・補助事業の内容の変更は、補助対象経費全体の20パーセント以内の減少となる場合、または、事業計画書に記載の内容について、補助事業の目的達成に支障を来すおそれのない範囲で、事業計画の細部の変更を行う場合に限り認めます。

#### (6) 実績報告

- ・提出期限：令和4年3月17日（木）必着  
【実績報告書一式】
  - ・事業実績書
  - ・補助事業に係る領収証の写し（グループの場合、取りまとめて提出してください。）
  - ・チラシ、パンフレット等の広告物を作成した場合にはその実物または写し
  - ・実施内容（概要）（ホームページ公表用（7. 募集開始から補助金交付まで(5)実績報告参照）
  - ・その他町長が必要と認める書類

#### (7) 補助金交付方法

- ・実績報告書により、補助対象事業内容・経費の確認・審査等に基づき、交付すべき補助金の額を確定した後、精算払いとなります。  
※概算払いについては、申請時にご相談ください。
- ・なお、補助金は経理上、支払額の確定を受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税・所得税の課税対象となります。詳しくは、所轄税務署又は税理士に確認してください。
- ・事業者グループの場合、グループの代表者に支払うこととし、交付を受けた補助金を構成事業者の責任において適宜、適正に分配することとしてください。

#### 補助金の支払いと分配

① 町 ⇒ ②申請者（事業者グループの代表者） ⇒ ③構成事業者

### 8. 新型コロナウイルス感染拡大防止の取り組みについて

- ・補助事業を実施するにあたり、北海道が公表する「北海道スタイル」の実践や国が公表する「業種別ガイドライン」を遵守してください。

○北海道スタイル（北海道）

<https://newhokkaidostyle.jp/>

○業種別ガイドライン（内閣官房）

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>

### 9. その他

- ・本事業は、町内にモデルを提示し、普及を行うことを目的に実施するもので、採択された事業のうち、優れた取り組みについては、余市町公式ホームページ、その他公式媒体において、紹介させていただきます。また、追跡調査への協力をお願いすることがあります。
- ・事業を途中で中止・変更等があった場合には、速やかにその旨を余市町経済部商工観光課までご連絡ください。なお、事業途中で中止になった場合には、それまでに支出した経費に対し補助金の交付はできません。